

大石田町住宅リフォーム支援事業補助金制度のお知らせ

【令和8年4月27日から申請受付開始】

1. 令和8年度 大石田町住宅リフォーム補助の対象住宅

大石田町内に存する住宅で、自らが所有し、自らが居住する建築物

2. 令和8年度の住宅リフォーム補助の概要

①下記の要件工事を行った場合、工事費の1/5（上限25万円）を補助します。

②子育て世帯・新婚世帯・移住世帯に該当する世帯については、工事費の1/3（上限45万円）を補助します。

※①または②の上限額については、下記3の別表第1に記載する【やまぽっかりノベ】による全体改修工事を行った場合は上限20万円が加算され、部分改修工事を行った場合は上限10万円が加算されます。

- ◆子育て世帯：平成20年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯
- ◆新婚世帯：申請日時点において、婚姻した日から5年以内の世帯
- ◆移住世帯：令和3年4月1日以降に山形県外から町内に移住した世帯員がいる世帯、または平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手県・宮城県・福島県）に居住しており、令和3年3月31日までの間に町内に転入届を提出した世帯員がいる世帯

3. 住宅リフォーム補助の要件

①大石田町に住所を有する個人事業主または大石田町内に本店もしくは事業所を有する法人と、交付決定後に請負契約を締結すること。

②以下の要件工事を1つ以上含み、かつ工事点の合計が10点以上であること。
(工事費が50万円未満の場合は5点以上)

※要件工事の詳細については、裏面の工事基準点算出表を確認してください。

別表第1	【やまぽっかりノベ】やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事
別表第2	【バリアフリー化】住宅内のバリアフリー化を図る工事
別表第3	【克雪化】住宅の克雪化・雪対策を図る工事
別表第4	【県産木材使用】一定量以上の県産木材を用いた工事

③工事費が20万円以上であること。

④地方税の滞納がないこと。

4. 注意点

●申請は、住宅1戸につき年度内1回限りで、請負契約 未締結 かつ 着工前のものに限ります。

●施工業者は、町内業者のみです。

●予算がなくなりしだい終了になりますので、早めに申請してください。

【問い合わせ先：建設課 管理グループ 電話0237-35-2111（内線233）】

※申請書類は町ホームページにも掲載しております。

令和8年度 大石田町住宅リフォーム工事基準点算出表

別表第1

1-1 全体改修工事(やまがた省エネ健康住宅認証を受けるもの)	10点/工事	工事	点
1-2 窓改修工事(外部に面する住宅の開開口部に別表第5(1)の基準を満たす建具を設置するもの)	5点/箇所	箇所	点
1-3 部分改修工事(住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第5(2)の基準を満たす断熱材を使用するもの)	2点/m ²	m ²	点

別表第2

2-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点	
2-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
2-3(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点	
(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点	
(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点	
(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点	
2-4(1) 便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点	
(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点	
(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点	
2-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	(1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの 2点/m (2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの 2点/箇所	m 箇所	点 点	
2-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)	(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの 10点/m ² (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの 5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² m ² 箇所	点 点 点	
2-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	点 点 点 点 点
2-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	箇所	点	
2-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	

別表第3

3-1(1) 雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点 1階分につき5点	m m 階分	点 点 点
(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
3-2(1) 屋根の勾配を大きくする工事(概ね3寸勾配以上)	10点/箇所	箇所	点
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事(例:茅葺きや瓦からカラー鋼板(塗装鋼板)へ屋根材を交換する工事。※塗装の塗り替えやふき替え等の更新は要件工事の対象外です。)	10点/箇所	箇所	点
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
3-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点

別表第4

住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ²	m ²	点
合計			点

※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります。

別表第5

(1)別表第1で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率(W/m ² ・K)
外窓交換・内窓交換	1.5以下

(2)別表第1で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値(m ² ・K/W)
屋根	6.6以上
天井	5.7以上
外壁	3.3以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	3.5以上